（渋谷区）

**〇**[**渋谷区公衆浴場法施行条例**](http://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/ag11407321.html)

平成二四年三月三〇日

条例第二四号

第一条から第五条　＜省略＞

第四条　普通公衆浴場に係る法第三条第二項の措置の基準(以下「措置の基準」という。)は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第五条　その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当するものに係る措置の基準は、別表第一及び別表第三のとおりとする。

2　その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外のものに係る措置の基準は、別表第一及び別表第四のとおりとする。

(管理者の設置)

第六条　営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜中略＞

。

別表第一(第四条、第五条関係)

共通の措置の基準

一から五　＜省略＞

六　貯水槽及び調節槽については、区規則で定めるところにより管理を行うこと。

七　シャワー及びカランについては、区規則で定めるところにより管理を行うこと。

八　浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

ア　濁度は、五度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、一ミリリットル中に一個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

九　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。

十　浴槽水は、毎日換水すること。ただし、区規則に定めるところにより、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、換水を七日に一回以上とすることができる。

十一　温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講じること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ　貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

十二　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

ア　ろ過器は、区規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、区規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、区規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水については、区規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

十三　前二号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

＜中略＞

別表第二(第四条関係)

普通公衆浴場に係る措置の基準

一から十八　＜省略＞

十九　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜中略＞

別表第四(第五条関係)

第五条第二項のその他の公衆浴場に係る措置の基準

一から十五　＜省略＞

十六　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜以下省略＞

**〇**[**渋谷区公衆浴場法施行細則**](http://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/ag11403581.html)

昭和五五年五月三一日

規則第三〇号

第一条から第九条　＜省略＞

(貯水槽及び調節槽の管理)

第十条　条例別表第一第六号に規定する貯水槽及び調節槽については、次のとおり管理を行うものとする。

一　貯水槽　条例別表第一第十一号ア及びイの規定に準じた措置を講じること。

二　調節槽　内部の汚れ等について随時点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(シャワー及びカランの管理)

第十一条　条例別表第一第七号に規定するシャワー及びカランについては、内部の汚れ等について随時点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うものとする。

 (浴槽水の衛生を確保するための措置)

第十二条　条例別表第一第十号の区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、次に掲げる条件を全て満たすときとする。

一　白湯のみを使用していること。

二　浴槽内に気泡等を発生させる装置がないこと。

三　循環ろ過装置が設置され、かつ、当該装置を経由しない循環配管がないこと。

四　浴槽が屋外に設置されていないこと。

五　浴槽及び関連装置の維持管理が適正に行われ、良好な衛生状態が保たれていること。

(温泉を貯留する貯湯槽を使用するときの措置)

第十三条　条例別表第一第十一号アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2　条例別表第一第十一号のイの区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第十四条　条例別表第一第十二号アの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2　条例別表第一第十二号イの規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3　条例別表第一第十二号ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4　条例別表第一第十二号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞